

- ・各ユニットの児童が可能な限り交差しないような動線とすること。
- ・通学する児童の送迎バスが乗り付けできるようにすること。
- ・送迎バスは、現在の正門側から進入する。
- ・園内に進入する車両と児童とが接触しないように配慮すること。
- ・児童がスクールバスに乗降するにあたり、生活・居住ゾーンと乗降場所が近接していること。
- ・雨天時の送迎バスへの乗降の際はできるだけ児童が濡れないよう配慮した計画とすること。
- ・渡り廊下等により複数の建物を接続する場合は上履きのまま移動できる計画とすること。また、他のユニットとの行き来等について管理しやすい計画とすること。
- ・各ユニットでは児童用の玄関と職員出入口・食事の配膳動線用出入口等を別に設置すること。

#### (I) 仕様

- ・児童が日常に使用する階段は勾配、幅員、仕様等に配慮すること。
- ・設備機器は児童が遊びとして使用しないように配慮して設置すること。（例えば水栓機器など）
- ・車椅子が入るユニットの廊下には手摺を設置すること。
- ・各ユニットの標準個室は間口を2.7～2.8m程度とすること。
- ・中廊下の幅は内法1.6m以上を確保する。廊下幅は「建築基準法」および「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に沿った計画とすること。
- ・職員と児童の動線を可能な範囲で分離すること。
- ・窓は消防法に準拠し、破損しにくい素材を用いること。
- ・必要に応じて二重窓を使用し、内側にはポリカーボネートを使用すること。なお、窓の仕様の詳細については別紙10「窓の仕様についての特記事項」を参照すること。
- ・抗菌、防臭等清潔な空間を保つために必要な機能を備えていること。

#### (オ) その他（施設に関すること）

- ・エネルギー供給室は必要があれば提案すること。
- ・熱源については、計画建物全体での利用状況を踏まえてイニシャルコスト・ランニングコスト・メンテナンス性・快適性・利便性等を考慮した提案を行うこと。
- ・SPC室は必要があれば提案すること。
- ・複数の建物に分棟して計画する場合は、隣棟間の視線等への配慮を行うこと。

#### (カ) 仮設グラウンド

- ・現保母棟周辺に先行して整備すること、整備規模は図示の範囲による。（別紙2「計画予定位置」エリアG）
- ・整備内容は既存建物解体・外構撤去・植栽撤去・転圧整地までとする。
- ・仮設グラウンドの北・西・南面にフェンスかネットを設置すること。

#### (キ) 正門

- ・配置上必要であれば、既存裏門を正門として整備して今回計画完了後に使用することは問題ない。その場合、裏門には門柱・施設銘板等の施設にふさわしい整備を行うこと。ただし、現正門は継続してマイクロバスおよび職員通勤動線として使用予定である。

### イ 意匠計画

- ・県立児童福祉施設として、相応しいデザインとすること。

- ・周辺からの見え方や景観に配慮した外観および素材、色調等のデザインとすること。
- ・立地条件や周辺環境を踏まえたボリューム、外観、色調とすること。こう配屋根とするよう努力すること。
- ・建物形態や外部仕上げ等については、開業後の維持管理業務についても十分配慮し、保全・清掃が容易となる施設とすること。
- ・また、外壁面等は十分な断熱性を確保し、結露防止、空調負荷低減に配慮すること。
- ・湖南省景観計画に適合する意匠計画とすること。

#### ウ 諸室の配置等計画

- ・主な諸室の配置等の詳細な考え方は、別紙8「必要諸室の要求水準」を参照すること。
- ・記載のある什器・備品の設置に支障がないように計画すること。
- ・その他、諸室の機能に応じて鏡や金物等の付属物についても適切に計画すること。
- ・手洗い等の日常生活ならびに火災および地震等の非常時避難のため、夜間の移動時の照明についても適切に計画すること。

#### (7) 管理・運営ゾーンでの特記事項

- ・バリアフリーとする。手すり、身体障害者用の設備を設けること。
- ・生活空間については、上履きを使用する。
- ・事務所等管理部門については、1Fまたは2Fに配置し、外部からのアクセスが容易であること。

#### (イ) 生活・居住ゾーンでの特記事項

[全般]

- ・個室の出入口が正対しているレイアウトは避ける。ただし、廊下を挟んで正対している個室の出入口がずれていれば問題ない。
- ・エアコンや照明は、凹凸部をなくしフラットに設置すること。
- ・冷暖房設備を設置すること。
- ・換気設備を設置すること。
- ・バリアフリー仕様とすること。
- ・居室の入口は引き戸とし、頑丈な仕様とすること。また、強い力が加わった際に、戸が倒れてこないような仕様とすること。
- ・夜間等の見回りの際に中の様子がうかがえるように、戸に見守り用の小窓等を設けること。覗き見防止策を施すこと。
- ・破損・汚損修復が容易な仕上げとすること。
- ・壁紙不使用（壁の材質については、強打などの衝撃にできるだけ耐えられるとともに、児童が怪我をしにくいものであること。）
- ・個室に押入れを設けること。

#### (ウ) 発達障害ユニットの特記事項

- ・男子女子併用とする。
- ・防犯に留意した配置とすること。
- ・覗き見、盗難防止に留意するが、圧迫感がないように配慮すること。
- ・他ユニットの児童との動線に留意すること。
- ・多層の場合は、2階以下に設置すること。
- ・タイプBのユニットは車椅子での利用を考慮すること。

- ・タイプCのユニットは女子児童優先使用ユニットと想定しているが、男子ユニットとしても使用する可能性がある。

#### (イ) 強度行動障害ユニットの特記事項

- ・児童が音や気配に敏感であるため、学園内外の喧騒の影響の少ない場所に配置すること。
- ・各居室への防音、各居室からの音が低減する仕様とする。
- ・平屋建てとする。上階に他のユニット等の配置も不可とする。
- ・設備・什器備品が頑丈で、壊れにくく、壊されにくいものとする。ただし、児童が衝突によりけがをしないよう丈夫さと硬さについてバランスのとれた材種を提案すること。火災報知機など天井に設置されているものも児童の気を引くため、手の届かないよう天井を高くする。個室の天井高4 m以上を確保すること。
- ・原則、設備、什器備品は施錠できるようにすること。
- ・部屋は壁面に足がかりとなるような凹凸のない等のシンプルな作りとすること。
- ・児童と職員の動線を分離すること。
- ・電気系統、空調はリモコン等でスタッフが管理できること。
- ・日光などが刺激となる児童もいるため、児童の居室については窓にはカーテンを使わずに遮光が可能であること。
- ・出入りは1か所ではなく、1ユニットにつき2か所設置すること。（職員動線の確保や、刺激し合う児童の動線を分離することを目的とする）
- ・児童居室とリビングが直結することで刺激が増えるため、廊下を介してリビングへ行く動線とすること。
- ・丸洗いでできる部屋を2ユニットにつき1部屋設置する（部屋の中に排水口などを設置し、汚物洗浄などが容易にできる素材を使用すること）
- ・スタッフルームとパントリー、洗濯室が併設されており、パントリーは各ユニットのダイニングに、洗濯室は各浴室に隣接しているなど、職員の仕事の動線をつなげること。
- ・~~採光、居室内の見守りに使う窓などは、児童の手が届かない高さに設置すること。~~
- ・ユニット全般において、児童の使用する場所については、一般的な防汚対策に加え、耐水性能も備えていること。
- ・換気方式については、全熱交換換気ユニット方式を用いること。

#### (ロ) 自立支援ユニットの特記事項

- ・廊下の一箇所に扉を設けて、1つのユニットを2つのユニットとしても使用できるようにすること。

#### (ハ) 諸室一覧（別紙8「必要諸室の要求水準」）の特記事項

- ・個別居室の面積は、下限は要求面積欄表記値のマイナス5%以内とし、施設全体の総床面積は、プラスマイナス5%以内とする。
- ・要求面積欄に下限値とあるものについてはそれを下回らないこと。
- ・リストの「既存建物番号」は各室の機能が既存建物のうちどの建物にあるかを示す。（別紙4「既存建物一覧」および別紙5「既存建物配置図」参照）ローリング計画立案においては各諸室の機能を踏まえた提案を行うこと。
- ・各室の内容において「2ユニット（以上）で共有してよい」とあるものは隣接ユニットと共有でもユニット毎の専用室としてもよい部屋を示す、
- ・ユニット毎の室数において「0.5室」とあるものは隣接ユニットと共有で1室として使用する場合を示す。